



会員割引サービス【端末補償サービス】 利用規約

<※契約内容に関する重要なお知らせです。十分にお読み下さい。>

会員割引サービス【旧:端末補償サービス】規約

第1条(適用関係)

この利用規約(以下「本規約」といいます)は、株式会社フューチャー・コネクト(以下、「当社」といいます。)が株式会社 NEXT BB(以下「NEXT BB」といいます。)の運営する会員割引サービス【端末補償サービス】(以下「本サービス」といいます。)の会員に対して提供する、各種商品購入割引サービス(以下、「本特典」といいます。)の利用等に関し、当社が定めるものです。

第2条(目的)

本特典は、PC、タブレット、スマホ、電子機器の備品、周辺アクセサリ等の割引価格での提供や修理会社の紹介サービス等の提供をします。

第3条(料金プラン)

本特典は本サービスの会員に対し提供されるサービスで、月額別途 NEXT BB にて設定されております。

第4条(月額プラン料金のお支払い)

本特典の月額プラン料金のお支払いは、NEXT BB の本サービスと同じ方法でお支払い頂きます。料金のお支払いおよび月額費用についてはNEXT BB の定める本サービスの規定に準じます。

第5条(定義)

本特典とは、当社が本サービスに加入した会員に対し、第12条にて定めるサービスを提供することを指します。

第6条(利用)

1. 会員は利用規約の定めるところに従い、本特典を利用できるものとします。
2. 会員は本特典の利用に際して家族等の本人以外の利用は出来ないものとします。

第7条(有効期限)

本特典の有効期限は、NEXT BB が指定した日をもって開始とし、会員によるサービス終了の申し出が受理され、契約が終了となった日をもって終了となります。

第8条(登録情報の変更)

1. 会員は、NEXT BB に届け出た住所や連絡先等の情報(以下、「登録情報」といいます。)に変更があった場合、又は有料会員への切替を希望される場合は NEXT BB 所定の方法により速やかに変更手続きをとるものとします。また、登録情報の変更については本人の申し出により行うものとします。
2. 登録情報の不備、変更手続きの不履行や遅延などにより会員が不利益を被ったとしても当社および NEXT BB はいかなる責任を負いません。

第9条(利用資格の取り消し)

利用者が次のいずれかに該当した場合、NEXT BB は会員の利用資格を取り消すことができるものとします。

1. この利用規約又は諸規定の定め違反した場合
2. 不要な問合せや悪質なたずら等で本特典の業務に支障をきたした場合
3. 暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団若しくは個人(いわゆる反社会的勢力)に属する、又は密接な関係を有する場合
4. その他、当社または NEXT BB が利用者として不適切とみなした場合

第10条(個人情報)

1. 当社および NEXT BB は、本特典の利用等を通じて知り得た利用者の個人情報(以下「利用者の個人情報」といいます。)について、「個人情報の保護に関する法律」その他の法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。

2. 会員は、利用者の個人情報を当社および NEXT BB が次の各号の目的の範囲内で使用することに同意するものとします。

- ① 会員より依頼を受けた各種サービスを当該利用者に対して提供するため
- ② 本特典の運営上必要な事項を会員に知らせるため

- ③ 本特典その他、当社および NEXT BB の商品等の改善等に役立てるための各種アンケートを実施するため
- ④ 各種情報DMを電子メールにより当該会員に提供するため
- ⑤ 本特典の利用状況や利用者の属性等に応じた新たなサービスを開発するため
- ⑥ 関連サービスや商品の情報を提供するため

3. 当社および NEXT BB は、本特典の提供に関わる業務を第三者に(再)委託することがあります。この場合、当社および NEXT BB は、業務遂行上必要な範囲で当該(再)委託先に利用者の個人情報を取り扱わせることがあり、会員はあらかじめこれに同意するものとします。

4. 前項に定める場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、当社および NEXT BB は利用者の個人情報を第三者に開示・提供することがあります。

- ① 個人または公共の安全を守るために緊急の必要がある場合
- ② 裁判所の命令若しくは法令に基づく強制的な処分、または法令により開示が必要とされる場合
- ③ 当社または NEXT BB の権利又は財産を保護するために必要不可欠である場合
- ④ 当社または NEXT BB が本特典の運営維持のため必要不可欠と判断する合理的かつやむを得ない事由が生じた場合

第11条(規約の追加変更)

当社は、本特典の運営上必要と判断した場合、会員の了承を得ることなく、この規約を変更することがあります。

この場合には、本特典の利用条件は、変更後の規約に従うことを会員は予め承諾します。利用者が情報を得る本日現在の最新の規約は電話にてご確認ください。

第12条(内容)

1. 本特典は、次号のサービス利用が発生した場合、NEXT BB 指定の専用フリーダイヤルを利用して会員割引特典の提供又は端末修理業務を当社と業務提携契約等を締結した会社

(以下、「指定協力会社」といいます。)により提供をします。

- ① PC、タブレット、スマホ等の備品、周辺アクセサリ等の会員割引購入
- ② PC、タブレット、スマホ等の修理業務会社の紹介
- ③ その他会員割引サービスの利用等

2. 本特典に加入された場合、PC、タブレット、スマホ等の備品、周辺アクセサリ等の会員割引購入や修理業務会社の紹介等を行います。詳細なサービスの内容は、会員が情報を得る最新の Web サイトに掲載するものとします。

3. 本特典のサービス特典の利用に当たり、会員は次号について同意するものとします。

- ① PC、タブレット、スマホ等の破損などによる修理を希望する場合、NEXT BB ではあくまでも部品の会員割引提供を行うものとして修理作業については、当社と業務提携契約等を締結した会社の紹介に留めるものとする。修理工賃については別途会員負担とします。
- ② 作業時に購入品以外の部品交換が発生する場合の部品代は別途会員負担となります。
- ③ 同一サービスでの会員割引サービスの利用は、契約から1年間で2回までとします。3回以上ご利用の場合は、一般価格での提供となります。
- ④ 1回の利用につき、事務手数料として1,000円もらい受けます。

4. 会員への別途負担が発生する場合、当社または業務提携契約等を締結した会社は負担料金を会員様に予め提示し、同意の上対応を行います。負担金額にご納得いただけない場合は、無料範囲での対応のみを行うものとします。

第13条(サービス利用料金)

1. 会員は会員割引サービス契約をした場合、契約内容に沿って割引サービ

スを受けることができます。但し、割引の対象外となる場合、発生した費用については会員による全額実費負担とするものとします。また、特殊作業や夜間作業等、対応に部品交換が必要になった場合の代金についても会員が別途負担する場合があります。

2. 会員は、本特典の対象に含まれない事項についても、当社または業務提携契約等を締結した会社と協議のうえ別途有料でサービスを受けられる場合があります。

3. 本特典の対象となるサービスではトラブルが解消できない又は二次被害が発生することが予想される場合、会員は当社または業務提携契約等を締結した会社等と協議の上別途有料(作業料金・部品代)でサービスを依頼することができます。

4. 当社は、前 3 項の場合の利用料金等の請求業務を、当社の指定する第三者に委託することがあり、会員はこれを承諾するものとします。

第 14 条(キャンセル)

会員割引サービスの利用については、お客さま都合のキャンセルの場合、キャンセル料金が発生する可能性があります。

第 15 条(除外事項)

次の場合はサービスの対象外とします。

1. 業務提携契約等を締結した会社の営業時間外での修理等の対応
2. 本特典を営利目的で利用、または本特典を通じて営利を得る目的であると当社が判断した依頼事項
3. その他、当社または NEXT BB が不適切であると判断した場合
4. 端末の紛失・盗難の場合

第 16 条(免責)

1. 当社および NEXT BB は本特典の利用により発生した会員または第三者に生じた損害(他者との間で生じたトラブルに起因する損害を含みます。)および本特典を利用できなかったことにより会員または第三者に生じた損害に付いて、故意または重大な過失が無い限り、損害賠償等いかなる責任も負わないものとします。当社が下記等その他やむを得ない理由により本特典の提供をお断りする場合があります。

- ①不正な行為があった場合または不正な行為を行う恐れがあると当社が判断した場合
- ②本特典を規約外の内容で利用しようとした場合
- ③本特典利用時において、当社または指定協力会社に対して、電話を長時間掛け続ける、必要以上に頻繁に掛ける等の行為を行い、当社および当社指定協力会社の業務を妨害し、または業務に支障を与えた場合
- ④会員の対応、態度、行動等から判断し、当社が適正に本特典を提供することが困難であると判断した場合
- ⑤会員に本特典を提供する際に当社または当社指定協力会社の社員および第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を侵害する恐れがあると当社が判断した場合⑥天変地変等の災害で指定協力会社の到着が困難であると判断した場合やその他、当社が会員として相応しくないと判断した場合

会員割引サービス【旧:端末補償サービス】の概要及び利用契約内容の確認・解約などについてのお問合せ先
「株式会社 NEXT BB」お問合せ窓口
・電話番号:0120-888-982
・受付時間: 10 時～19 時

以上

【端末補償サービスの詳細】

■対象端末

利用者が所有し、かつ当社の電気通信サービスを利用し、かつ Wi-Fi によりインターネットへの接続が可能な以下の表に定める通信機器とします。

ただし、以下の条件を満たさない端末は対象外となります。

対象端末の種別	対応可否
デスクトップパソコン	○

ノートパソコン	○
タブレット端末 (iPad)	○
タブレット端末 (iPad 以外)	○
スマートフォン	○
ゲーム機器	○
外付け HDD	○
ルーター	○
プリンタ	○

※セルラーモデル(キャリアモデル・SIM フリーモデル)は対象外となります。

◆対象端末の条件

- ①電気通信サービスを利用し、かつ Wi-Fi によりインターネットに接続可能となった端末。
- ②利用者の所有する端末。
- ③利用者の住所(接続契約記載の住所をいい、以下、「利用者住所」といいます。)で利用している端末。
- ④利用契約の締結をした日以降の日において、画面割れ、外装(ケース)割れ、水濡れ等がなく正常に動作している端末。
- ⑤日本国内で販売されたメーカーの正規品であること。
- ⑥日本国内で修理可能なもの、かつ、日本国内で購入可能なもの。

◆対象端末から除かれるもの

- ①対象端末の付属品・消耗品(AC アダプタ・ケーブル・マウス・キーボード・バッテリー・外部記録媒体等)。
- ②対象端末内のソフトウェア。
- ③中古製品として購入された端末。
- ④レンタル・リースなどの貸借の目的となっている端末。
- ⑤業務用に利用されている端末。
- ⑥過去に当該対象端末のメーカー修理(メーカーが指定する正規の修理拠点で修理された端末)以外で修理・加工・改造・過度な装飾がされた当社が判断した端末。
- ⑦第三者の紛失、盗難の被害対象品(違法な拾得物等)である端末。
- ⑧日本国外のみで販売されている端末。
- ⑨本サービス以外の保険又は保証サービス等を用いて、修理又は交換が可能な端末。
- ⑩セルラーモデル(キャリアモデル・SIM フリーモデル)の端末。
- ⑪購入日より 3 年を超えている自然故障が発生した端末。
- ⑫浴室(脱衣所を含みます)に設置された端末。

■故障等の内容

- (1) 自然故障
 - ・・・対象端末の取扱説明書、添付ラベル等の注意書に沿った使用下で発生した全損又は一部損の故障をいいます。
- (2) 破損
 - ・・・対象端末を利用者の軽過失又は不可抗力(下記の除外事項以外の第三者による場合も含みます。)により、破損させてしまった場合の全損又は一部損の故障をいいます。
- (3) 水濡れ・水没
 - ・・・対象端末を利用者の軽過失又は不可抗力(下記の除外事項以外の第三者による場合も含みます。)により、水濡れ・水没させてしまった場合の全損又は一部損の故障をいいます。
- (4) 落雷
 - ・・・対象端末が落雷により(下記の除外事項以外の第三者による場合も含みます。)により、故障させてしまった場合の全損又は一部損の故障をいいます。

※対象端末本体の消耗、変質、変色等による損害、経年劣化は、故障等に含まれません。

※対象端末が複数に分解される等、壊滅的な損害を被っている場合は、故障等に含まれません。

※端末の紛失・盗難の場合もサービス対象外となります。

■本サービスの提供期間及び免責期間

本サービスの提供期間は、第7条(有効期限)に定める利用契約の締結日の属する月の翌々月1日から、終了原因を問わず、利用契約が終了するまでの期間とします。なお、本サービスの対象となる故障等の発生期間についてもこれに準じることにします。

当社が本サービスの提供義務を負わない免責期間は、本サービスの無料期間にあたる利用契約の締結日から同締結の属する月の翌月末日までとします。

■本サービスの利用方法

本サービスの、利用方法は以下の通りとなります。

1. 受付(発送修理・出張修理共通)

- (1)本サービスの利用の連絡は、当社が運営する「修理受付センター」(以下「受付窓口」といいます。)へ、利用者本人から直接電話により、ご連絡ください。なお、対象端末の故障発生から7日以内に行う必要があり、当該7日を超えた場合には、当社へ当該対象端末に係る本サービスの利用請求はできないものとします。
- (2)受付窓口は、利用者からのご連絡を受けた際に、利用者の本サービスの加入状況・事前に登録されている対象端末に関する情報の照会・確認をします。そのため、本サービスの申込書・請求書等、利用者にて確認可能な本サービスに関連する書面の用意をしてください。また、個人情報保護法に基づき本人確認をお願いすることもあります。
- (3)受付窓口は、利用者の故障等した対象端末の状況等について、電話にて確認します。また、当該対象端末の故障等に係る事故が、いつ、どこで、どのような具体的状況で生じたかについて説明を求める場合があります。なお、利用者が当社よりその説明が求められたときに事故に関する情報を提供しなかった場合には、利用者の本サービスの利用請求を、当社が受領しない場合があります。

2-1. 発送修理の場合

- (4)上記(3)確認の結果、対象端末に本サービスの提供可能な故障等が生じていると受付窓口が判断する場合、利用者は、受付窓口の案内に従って、下記提出必要書類を受付窓口へ送付し、当社が内容を確認した後、当社の指示に従い、故障等した対象端末を送付してください(※利用者は、上記の他、当社から別途本サービスに関して指示がある場合、それに従うものとします。)。当該送付に係る費用は、利用者負担とします。なお、故障端末の送付に先がけて、利用者は下記修理依頼前確認を行うものとします。
- (5)上記(4)に従って、利用者より当社が送付を受けた対象端末について、故障内容の確認と対象端末の確認を行います。このとき、修理可能な場合、送付頂いた対象端末を修理し返送します。なお、上記(3)の利用者の対象端末の故障等が利用者の事故状況の説明と相違すると当社が判断する場合、下記補償上限金額を超え利用者負担が生じる場合、又は修理不可能で交換品の提供を行う場合には、当社より利用者へ当該事由について連絡し、利用者の意思を確認した上で、それぞれに準じて、当社は、本サービスの提供・中止等をするものとします。また、利用者が当社による電話又は訪問による故障等に係る調査を必要とする場合において、それに協力しなかった場合は、本サービスの提供が遅延又は不能となる場合があります。
- (6)当社へ利用者から電話による本サービスの利用の連絡から1ヶ月以内に、当該連絡に係る対象端末(添付された提出必要書類を含みます。)を当社が確認できない場合には当該利用者による本サービスの利用の連絡は無効とします。
- (7)本サービスを遂行する際、当社は動作確認のため、対象端末でテスト通信を行う場合があります。その場合に発生した通信費用につきましては、利用者の負担とするものとします。

2-2. 出張修理の場合

- (4)上記(3)確認の結果、対象端末に本サービスの提供可能な故障等が生じていると受付窓口が判断する場合、利用者は、受付窓口の案内に従って、下記提出必要書類を受付窓口へ送付し、当社が内容を確認した後、当社と利用者にて、利用者住所に設置してある対象端末に対する当社による出張修理の日時を決定するものとします(※利用者は、上記の他、当社から別途本サービスに関して指示がある場合、それに従うものとします。)。なお、

出張修理に先がけて、利用者は下記修理依頼前確認を行うものとします。
(5)上記(4)に従って、当社は、対象端末が設置されている利用者住所にて出張修理を行います。出張修理を行う場合、上記(3)の利用者の対象端末の故障等が利用者の事故状況の説明と相違していないかの確認、及び故障内容の検証等を行います。このとき、修理可能な場合、対象端末の修理を行います。なお、上記(3)の利用者の対象端末の故障等が利用者の事故状況の説明と相違すると当社が判断する場合、下記補償上限金額を超え利用者負担が生じる場合、又は修理不可能で交換品の提供を行う場合には、当社より利用者へ当該事由について通知し、利用者の意思を確認した上で、それぞれに準じて、当社は、本サービスの提供・中止等をするものとします。なお、利用者が、当社による電話又は訪問時において故障等に係る調査を必要とする場合において、それに協力しなかった場合は、本サービスの提供が遅延又は不能となる場合があります。

- (6)当社による出張修理時、利用者住所にて対象端末を当社が確認できない場合、設置状況により対象端末の本サービスの提供の継続が困難と当社が判断した場合等には、当社は利用者への本サービスの提供を中止します。この場合であっても、本サービスの提供回数の算定に含まれるものとします。なお、この場合、出張修理に関わる出張費用、検証費用等は当社の負担とします。
- (7)本サービスを遂行する際、当社は動作確認のため、対象端末でテスト通信を行う場合があります。その場合に発生した通信費用につきましては、利用者の負担とするものとします。

※対象端末の取外し及び取付けは、本サービスの適用対象外となります。そのため、対象端末の取外し及び取付けは、利用者にて行うものとします。

※対象端末のメーカーが定める保証期間(メーカー保証期間)中の自然故障の場合、利用者は、直接購入された販売店又はメーカーに問い合わせるものとします。

「端末補償サービス」の概要及び利用契約内容の確認・解約などについてのお問合せ先

「株式会社 NEXT BB」お問合せ窓口

・電話番号:0120-888-982

・受付時間:10時~19時(土日祝除く)

◆提出必要書類

- ①当社所定の修理同意書(事故状況の報告を含みます。)
- ②本サービス提供依頼がされた対象端末のメーカー保証書
- ③本サービス提供依頼がされた対象端末の購入を証明する書類(レシート・クレジット明細等)

◆修理依頼前確認

利用者の当社への送付前に、以下各号に定めるとおり、利用者は、対象端末の設定等を行うものとします(受付窓口にて、利用者へ再度案内することがあります。)。なお、利用者が下記を行わない場合、当社は、本サービスの提供を行えない場合があります。また、利用者が下記を行われなかった場合に発生するサービスの再依頼費用(送料・出張費用・検証費用等)を含む一切の料金は利用者の負担とするものとします。

①バックアップ

- ・利用者がバックアップを必要とする場合、事前に利用者自身にてバックアップ等のデータ保護の対応を行うものとします。なお、当社は、利用者が本サービスの利用請求した時点で、データ等が存在しないものとして取扱い、対象端末のデータ変化・消失等に関して当社は一切の責任を負わないものとします。
- ・当社は、対象端末内のデータについての複製・バックアップや復元作業等は一切行いません。
- ・本サービスのうち修理サービスの提供の際に、利用者の機器に記録されているデータの初期化を行う場合があります。

②セキュリティの解除

- ・利用者は、対象端末に、暗証番号・PIN ロック・その他セキュリティサービスを設定している場合、設定を初期化・解除してから、本サービスを利用するものとします。・利用者がセキュリティ等を解除されない場合、最小限の動作確認のみとなりますので、動作確認ができないことにより修理を必要とする箇所が発見できない場合があります、それらに関連する箇所に対する修理に関しては一切の保証を当社は致しません。

ん。

③アクセサリ等の付属品の取り外し

- ・利用者は、対象端末付属のカバー、ストラップ、画面保護シート又は外部記録媒体(これらに限らず、対象端末に付属するアクセサリ等一切をいい、総称して「アクセサリ等」といいます。)について、可能な限り取り外した上で、本サービスを利用するものとします。
- ・当社により、本サービスの提供においてアクセサリ等を取り外させて頂くことがあります。なお、当社がアクセサリ等を取り外した場合、その紛失・盗難・破損その他一切の事由につき、当社は、アクセサリ等の代品の用意等を含め責任を負わないものとします。また、当社は、取り外したアクセサリ等の返却は行いません。なお、修理を行う場合にアクセサリ等の取り外しが必要であっても、過度な装飾等で取り外しができない場合、本サービスの提供を行うことができない場合があります。

④Apple 製品について

- ・利用者は、対象端末の「iPhone を探す」の機能をオフしてから、本サービスを利用するものとします。当該設定方法が不明な場合には、Apple サポートページを参考に設定を行ってください。
- ・対象端末の故障の程度によっては、利用者自身で、「iPhone を探す」の機能をオフにすることができない場合がありますが、その際には本サービス利用時に、利用者の Apple ID とパスワードを開示して頂く必要があります。なお、利用者の Apple ID とパスワードが不明であって、「iPhone を探す」の機能をオフにできない場合、本サービスの提供を行うことができない場合があります。

⑤出張修理時の対象端末の設置状況について

- ・利用者は、受付窓口にて出張修理対応であることを伝えられた場合、その出張修理の日時までに、対象端末が設置されてある利用者住所、屋内における対象端末の設置場所周辺を整頓し、当社が出張修理時に対象端末の検証・修理等を行う際の作業スペースを十分確保できるようにするものとします。

※出張修理時に対象端末の設置場所周辺が整頓されていない場合、当社による対象端末の検証・修理等が行えず、当社が本サービスの提供を継続することができないと判断し本サービスの提供を中止する場合があります。この場合、本サービスの提供回数の算定に含まれるものとします。なお、この場合、出張修理に関わる出張費用、検証費用等は当社の負担とします。

■修理サービス・交換品提供サービス ※本サービス提供時における貸出機のレンタル等はしません。

1. 修理サービス

(1) 内容(発送修理・出張修理共通)

- ・本サービス提供期間中に、対象端末に発生した故障等を利用者から本サービスの利用請求があったとき、本規約に基づき修理をします。
- ・修理サービスの提供において、当社は、技術上又は修理用部品の調達の困難性等を理由に、修理サービスを提供しない場合があります。
- ・修理サービスの提供において、下記に定める補償上限金額を超え、利用者負担が生じる場合には、当社は、利用者当該修理サービスの提供を受けるか否かにつき、確認の連絡をするものとし、当該確認時に利用者の意思が確認できた場合に、当社が当該修理サービスの提供を再開するものとします。
- ・修理サービス提供により修理がされた端末は、メーカー所定の日本国内仕様に準じるものとなります(利用者が海外仕様の対象端末をもって修理サービスを利用した場合であっても、日本国内仕様に準じるものに変更される場合があります。)

(2-1) 発送修理の場合

- ・修理がされた端末の当該修理箇所起因して修理サービス提供前と同様の症状が発生した場合、利用者がその端末を当社から受領した日から7日以内に受付窓口で連絡をする事で、当社は、当社負担にて再修理の受付をします。なお、当該7日を超え利用者から再修理の請求があった場合、新たな本サービスの利用請求とみなします。

(2-2) 出張修理の場合

- ・修理がされた端末の当該修理箇所起因して修理サービス提供前と同様

の症状が発生した場合、出張修理が完了した日から7日以内に受付窓口で連絡をする事で、当社は、当社負担にて再修理の受付をします。なお、当該7日を超え利用者から再修理の請求があった場合、新たな本サービスの利用請求とみなします。

2. 交換品提供サービス

(1) 内容(発送修理・出張修理共通)

- ・本サービス提供期間中に、故障等した対象端末につき、当社による修理サービスの提供が困難な場合、当社が指定する端末を当社が利用者に提供します。
- ・当社が指定する端末は、予告なく変更されます。
- ・当社が、利用者へ交換品提供サービスを提供する場合、又は交換品提供サービスの提供において補償上限金額を超え、利用者負担が生じる場合には、当社は、利用者へ当該交換品提供サービスの提供を受けるか否かにつき、確認の連絡をするものとし、当該確認時に利用者の意思が確認できた場合に、当社が当該交換品提供サービスの提供を再開するものとします。
- ・利用者は、当社から交換品を受領した後、交換品に故障がないことを確認します。交換品に故障が確認された場合、利用者は交換品受領日後2日以内に当社へ連絡することとし、利用者から当社へ当該連絡がない場合は交換品に故障がないものとみなします。
- ・交換品に故障がある旨、利用者から当社に連絡があり、当社が当該交換品に故障があるものと判断できた場合には、当社から利用者へ新たな別の交換品(以下「新交換品」といいます。)を利用者へ発送するものとします。
- ・利用者は、新交換品を受領した場合、故障のある交換品を当社へ送付するものとします。このとき、故障のある交換品について、利用者による当社への返送が、利用者が新交換品を受領(当社にて新交換品の送達を確認された日)してから7日以内に当社が確認できない場合には、当社は返送されない交換品の対価に相当する金員の支払請求をします。
- ・交換品提供サービスの提供による新交換品は、メーカー所定の日本国内仕様に準じるものとなります。

(2-1) 発送修理の場合

- ・交換品提供サービスが提供された場合、利用者が当社へ送付した故障等した対象端末については、利用者は所有権を放棄したものと、当社が処分できるものとします。
- ・利用者が交換品を当社の指定した店舗等で受領した場合は、その場で確認するものとします。

(2-2) 出張修理の場合

- ・出張修理により修理サービスの提供が困難であるとの当社の判断がされた場合、出張修理に係る出張費用(一律、金1万円とする)は、補償上限金額を超えるか否かの算定資料に含まれるものとします。
- ・交換品提供サービスが提供された場合、利用者住所に設置されている故障等した対象端末については、利用者の責任及び負担にて処分するものとします。
- ・交換品を利用者住所に新たに設置する費用等については利用者の負担とするものとします。

◆サービス利用のキャンセル・故障等した対象端末の返還請求

1. 発送修理の場合

- ・利用者からの本サービスの利用請求を当社が受領してから1ヶ月を経過しても、なお利用者との連絡が取れず、又、利用者から対象端末の送達を当社が確認できない場合には、当社は、当該利用者からの本サービス利用請求はキャンセルされたものとみなします。
- ・利用者は、故障等した対象端末を当社へ発送した時点で、本サービスの利用請求を原則として撤回できないものとします。ただし、故障等した対象端末を当社が受領してから、当社が修理サービスを提供する前である場合、交換品提供サービスを提供するとき又はサービスの提供において補償上限金額を超え、利用者負担が生じる場合における利用者の意思確認を行う場合において、利用者は、当社へ発送した故障

等のある対象端末の返還請求をすることができます。利用者が、当該返還請求をした場合、その返送に係る費用は利用者の負担とします。

- ・利用者が、当該対象端末の返還請求をした場合、その時点において、当社による対象端末に対する修理等の見積費用が発生している場合には、当社による本サービスの提供回数の算定に含まれるものとします。なお、当該見積費用が発生していない場合は、本サービスの提供回数には算定せず、本サービスの利用請求がキャンセルされたものとみなします。

端 末	デスクトップ ノートパソコン タブレット スマートフォン	携帯電話 ゲーム機器 音楽プレーヤー モバイルルーター	その他の端末
全 損	50,000円 (最大)	12,000円 (最大)	10,000円 (最大)
一部損	15,000円 (最大)	12,000円 (最大)	10,000円 (最大)

※補償上限回数(※3)：累計2回/年

2. 出張修理の場合

- ・利用者からの本サービスの利用請求を当社が受領してから1ヶ月を経過しても、なお利用者との連絡が取れない場合には、当社は、当該利用者からの本サービス利用請求はキャンセルされたものとみなします。
- ・利用者は、当社による出張修理の日時が、利用者との間で確定した時点で、本サービスの利用請求を撤回できないものとします。なお、交換品提供サービスを提供するとき又はサービスの提供において補償上限金額を超え、利用者負担が生じるときにおける利用者の意思確認を行う場合において、利用者は、当社による本サービスの提供の中止を求めることができるものとします。
- ・利用者が、本サービスの提供を中止した場合には、当社による本サービスの提供回数の算定に含まれるものとします。
- ・当社は、利用者と受付窓口との間で確定した出張修理日時に、利用者が不在で本サービスの提供の継続が困難な場合、本サービスの提供を中止することがあります。なお、この場合、本サービスの提供回数に算定に含まれるものとします。

◆サービス提供のみなし完了

1. 発送修理の場合

当社又は指定配送業者の責めに帰すべき事由によらず、修理した端末又は交換品の配送が完了しない場合(当社が発送した日から7日以内に相当する端末を利用者が受領しない場合)は、利用者にお問い合わせの連絡をします。また、当社が発送した日から14日以内に相当する端末を利用者が受領しない場合、当社は、当該利用者へ修理サービス又は交換品提供サービスの提供を完了したものとみなします(本サービスの提供回数の算定に含まれるものとします)。なお、利用者が受領しないことから、当社に返送された端末は、返送された日から30日間で利用者は所有権を放棄したものと、当社が処分できるものとします。

2. 出張修理の場合

当社の責めに帰すべき事由によらず、交換品の配送が完了しない場合(当社が発送した日から7日以内に相当する端末を利用者が受領しない場合)は、利用者にお問い合わせの連絡をします。また、当社が発送した日から14日以内に相当する端末を利用者が受領しない場合、当社は、当該利用者へ交換品提供サービスの提供を完了したものとみなします(本サービスの提供回数の算定に含まれるものとします)。なお、利用者が受領しないことから、当社に返送された端末は、返送された日から30日間で利用者は所有権を放棄したものと、当社が処分できるものとします。

◆送料の負担(SEND BACK 修理のみ)

- ・以下のとおり当社又は利用者が端末の送料の費用を負担するものと

ます。

状況	負担先
故障端末の発送(利用者⇒当社)	利用者
修理完了端末の発送(当社⇒利用者)	当社
交換端末の発送(当社⇒利用者)	当社
サービスキャンセル時	利用者

※なお、当社ないし利用者に責めに帰すべき事由がある等、特段の事情がある場合には、当社の指定により、当社又は利用者は送料の費用負担をするものとします。

◆補償上限(補償対応期間、補償上限金額、補償上限回数)

- ・当社は、以下に定める通り、利用者による修理サービス・交換品提供サービスの提供をするものとします。なお、修理サービス・交換品提供サービスにおいて、提供費用が補償上限金額を超える場合は、当該超過部分は利用者負担とし、利用者は当該超過部分相当額の支払義務を当社に負うものとします(第12条参照)。また、当社は利用者が補償上限回数に達した場合には、次回到来する本サービスの提供期間の開始まで(利用契約の締結日を起算日として、1年毎)、当該利用者に対して、本サービスを提供しないものとします。

- ※1 補償上限金額(不課税)は、上記に定めるとおりとし、修理サービス又は交換品提供サービスの提供に係る費用(税込)が補償上限金額を超える場合の超過額は、利用者の負担とします。なお、当該利用者負担金の当社(又は指定する振込先。以下同じ。)への支払いに係る費用(代金引換手数料・振込手数料等)は、利用者負担とします。
- ※2 補償対応期間は、本サービスの提供期間中であることを前提とします。
- ※3 対象端末を、1年間(起算日は利用契約の締結日)で利用できる範囲は、累計2回までに限るものとします。

◆除外事項

次のいずれかに該当すると当社が判断した場合、利用者は、利用契約に基づく本サービスの提供が受けられないものとします。

- ① 利用者の故意、重大な過失、対象端末の説明書等に従わないこと、又は法令違反に起因する場合。
- ② 利用者同居する者及び利用者の親族の、故意、重大な過失、対象端末の説明書等に従わないこと、又は法令違反に起因する場合。
- ③ 対象端末が複数に分解される等、壊滅的な損害を被っていると当社が判断する場合。
- ④ 盗難・紛失による場合(盗難・紛失に基づく不正利用等がされた場合の損害を含みます。)
- ⑤ 火災、又は地震、噴火、風水災、その他の自然災害(落雷を除きます。))に起因する場合。
- ⑥ 補償対応期間を超えた場合。
- ⑦ 他の補償・保険制度等により損害の回復等が可能な場合(メーカー補償、第三者の提供する延長保証・損害保険制度を含みます。)。当社が指定した提出必要書類の提出がない場合。
- ⑧ 利用者の申告する故障・障害を当社が確認できない場合。
- ⑨ 対象端末が業務利用されている場合。
- ⑩ 利用者が本サービスの適用資格を有していないときに発生した場合。
- ⑪ 日本国外で生じた故障等の場合。
- ⑫ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、又は暴動に起因する場合(群集又は多数の者の集団の行動によって、全国又は一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事変と認められる状態をいいます。)
- ⑬ 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された場合(放射性、爆発性その他の有害な特性の作用又はこれらの特性を受けた場合を含みます。)
- ⑭ 公的機関による差押え、没収等に起因する場合。
- ⑮ 利用者から虚偽の報告がなされたことが明らかになった場合。
- ⑯ 本サービスの提供期間開始日より前に利用者が生じた対象端末への

故障等の損害の場合。

- ⑱本サービスに関する契約が終了した日の翌日以降に生じた対象端末への故障等の損害の場合。
- ⑲本サービスを解約した月の翌日以降に本サービスの提供の請求をした場合。
- ⑳本機器購入の時点での初期不良であった場合(リコール対象となった部位等に係る故障を含みます。)
- ㉑対象端末の本サービスの対象となる故障等以外の損害、附属的損害又は間接的損害。
- ㉒メーカー・型番・製造番号の確認の取れない対象端末の場合。
- ㉓付属品・バッテリー等の消耗品、又はソフトウェア・データ破損・周辺機器等の、故障等の場合(コンピュータウイルス、データ損失による故障等を含みます。)
- ㉔自然消耗、経年劣化、サビ、カビ、腐敗、変質・変色、電池の液漏れその他類似の事由に起因する故障等の場合。
- ㉕擦り傷、汚れ、しみ、焦げ、ドット抜け等、対象端末の通信又は通話機能に直接関係のない外形上の損傷の場合又は又通常の使用に支障をきたさない範囲の動作の不具合の場合。
- ㉖当社に登録されている利用者住所と出張修理の際に指定された住所が異なる場合(利用者が当社へ利用者住所の変更を通知し、当該変更する利用者住所と一致する場合は除きます)。
- ㉗対象端末が展示品等、新品ではない製品として購入した端末である場合。
- ㉘対象端末が浴室(脱衣所を含みます)に設置してある場合。㉙本規約に反した場合。
- ㉚利用者が利益を得る目的で本サービスを利用するなど、本サービスの利用について当社が不当であると判断した場合。

以上